

公益社団法人 東京都府中市歯科医師会旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都府中市歯科医師会（以下「本会」）の業務に従事する役員及び職員並びにその他の会員に対する旅費及び通勤交通費の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 本会の業務とは、定款第4条に定める事業に関わるものをいう。
- (2) 旅費とは、本会の業務に従事する役員及び職員並びにその他の会員が出張に伴う必要な費用に充てるべき次に定めるものをいう。
 - ①交通費
 - ②日当
 - ③宿泊料
- (3) 通勤交通費とは、本会の業務に従事する非常勤の役員並びにその他の会員が出勤に伴う交通費をいう。なお、常勤の役員及び職員について支給する出勤に伴う交通費は実費精算とする。

(旅費の支給)

第3条 本会は本会業務に従事した役員及び職員並びにその他の会員に対して、下記別表の区分に応じた旅費を支給する。

<別表>		役員・会員	職 員
都 内 (他府県含)	日 当	5,000円	—
	交 通 費	5,000円	2,500円
市 外 (多摩地区)	日 当	4,000円	—
	交 通 費	4,000円	2,000円
市 内	日 当	—	—
	交 通 費	3,000円	実費精算

※宿泊料は実費を支給する。

- 2 本会以外の団体主催による会議等に出席する場合に主催者側から費用弁償が支払われる場合には上記別表の金額に満たない部分の旅費を支給する。
- 3 旅費の支給にあたっては業務執行理事又は代表理事の承認を得なければならない。

(通勤交通費の支給)

第4条 本会は非常勤の役員その他の会員が本会の業務を遂行するにあたり本会の会館等に出勤する上で必要な交通費に充当するため、出勤一回当たり 3,000 円を支給する。

(規程の改廃)

第5条

この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

(委 任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。